

手術を受けられる患者様へのお願いです。

できるだけ多くの 命を救うために

救急救命士の気管挿管実習にご協力ください。



沖縄県

沖縄県メディカルコントロール協議会

もっとも確実な

き どう かく ほ
気 道 確 保

呼吸の停止した救急患者に対して人工呼吸を行うには、空気(あるいは酸素)の通る道(気道という)を確保する必要があります。

これまで救急救命士(救急隊員)は、気道確保のために口から食道に特殊なチューブを入れる方法を行っていました。

「気管挿管」は肺につながる気管に直接チューブを入れ人工呼吸を行うため、最も確実に気道確保ができる方法で、医師のみに認められていました。

救急救命士による

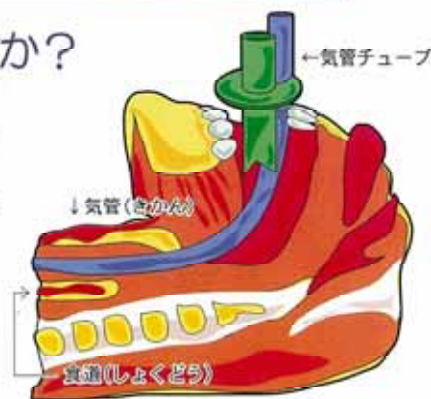
き かん そう かん
気 管 挿 管

平成16年7月から高度な処置ができる救急救命士に「気管挿管」の実施が認められました。生命の危機に瀕した救急患者の中には「気管挿管」による気道確保が有効な場合があります。

救急の現場に最も早く駆けつける救急救命士に「気管挿管」の実施を認め、できるだけ多くの救急患者の命を救うのが目的です。救急救命士が「気管挿管」を実施できるためには、気管挿管に関する講習の修了と麻酔専門医の指導による病院内(手術室)実習が義務づけられています。

Q 「気管挿管」は、どんなことをするのですか？

A 気管挿管は全身麻酔に必要な手技で、手術に際して日常的に行われています。気管挿管を含め全身麻酔時の安全確保は、麻酔科医の最も重要な仕事です。麻酔薬により意識がなくなった状態でチューブを気管に入れますので、挿入時の患者様の苦痛はありません。



1 確認

口の奥に喉頭鏡(声門を確認する器具)を入れて、気管の入り口(声門という)が見えるように操作します。

2 挿入

声門から気管内へビニール製の気管チューブを挿入します。(これを気管挿管といいます。)

3 固定

気管チューブを噛んで息ができなくなるよう、バイトロックというものを上下の歯の間に入れ、気管チューブをテープで固定し、麻酔器を用いて人工呼吸を開始します。

Q どのような合併症がありますか？

A 気管挿管の際、気管の入り口を確認するための器具(喉頭鏡)や気管チューブ挿入操作で唇が傷ついたり、気管チューブ留置により声がかすれたり喉がヒリヒリしたりすることがあります。通常1週間以内に症状はおさまります。また、まれに麻酔が醒めるとき、無意識にバイトロックを強く噛んで歯を損傷することもあります。



患者様の安全のために。

救急救命士の「気管挿管」実習の流れ

- ① 実習する者は、厚生労働省のガイドラインに従って基礎研修（62時間の講義）を受け、筆記・実技試験に合格して受講修了認定書を有し、病院長が実習を認めた救急救命士です。
- ② 実習は、麻酔科専門医の厳重な指導と責任の下、患者様の安全に十分留意して行われます。
- ③ 実習の内容は、「手術室内で麻酔前に酸素マスクを患者様の顔にあて、酸素を投与します。患者様が薬により眠られた後、マスクで人工呼吸を行い、気管挿管を実施します。（1度うまくいかない場合は2回目まで試みます）。後は、気管チューブを噛まないようバイトブロックを入れ、気管チューブを固定し人工呼吸を再び行う」ところまでです。
- ④ 薬剤投与などを含め麻酔の実施は、全て担当麻酔科医が行います。
- ⑤ 実習への協力にご同意されても、医学的な理由などにより麻酔科医が実習に適さないと判断した場合は、実習を中止することがあります。
- ⑥ いったん実習への協力にご同意されても、手術前であれば協力の意思を撤回できます。
- ⑦ 実習へのご協力につきましては、患者様の自由なご意志を尊重いたします。拒否されても、手術を含めその後の治療には何ら不利益を生じません。

このように安全に行われますのでご安心ください。



救急救命士とは高度な救急救命処置ができる救急隊員のことで

救急救命士は、看護師などと同様に厚生労働大臣が免許を与える、医療専門職種の一つです。症状の重い救急患者の生命を救うためには、救急の現場へ最も早く駆けつける救急隊員が、高度な救急救命処置を行うことが欠かせないことから、平成3年に創設された資格です。現在、救急救命士を含むすべての救急隊員は、医療機関から教育や活動の評価を受け、常に医学的な質の保証体制（メディカルコントロール体制）のもとで活動しています。救急救命士が行える救急救命処置の範囲は、国民の救命率をさらに向上させるため年々拡大されています。

救急救命士の業務

- ① 救急救命士は、救急現場や救急車内において、高度な救急救命処置を行います。
- ② 救急救命士は、医師の具体的指示により、救急救命処置を行います。
- ③ 救急救命士は、救急救命処置を行ったときは、その内容を医師に引き継ぎ、記録して5年間保存します。
- ④ 救急救命士は、業務上知り得た個人の秘密を守ります。

その他、疑問・質問などありましたら担当医師・看護師にお尋ねください。

沖縄県

沖縄県メディカルコントロール協議会

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL:098-866-2143

